

# 非自発的失業者(特例対象被保険者等)の 国民健康保険税が軽減されます

倒産や解雇、雇止めなどにより離職した雇用保険受給資格者の方は、平成 22 年 4 月からの国民健康保険税(以下、保険税)が軽減されます。(この軽減を受けるためには申請が必要となります。)

次の条件全てに該当する方は、必要なものをお持ちのうえ、保険年金課の窓口で申請してください。  
(郵送による申請も受け付けます。詳しくは下記の「その他」をご覧ください。)

## 対象者

1. 離職日(離職年月日)が平成 21 年 3 月 31 日以降である方
2. 離職時点(離職年月日)で 65 歳未満の方
3. 「雇用保険受給資格者証」もしくは「雇用保険受給資格通知」に記載される離職理由が次のいずれかの方

特定受給資格者 (倒産・解雇等の事業主都合により離職した方)  
(離職理由コード 11・12・21・22・31・32)

特定理由離職者 (雇用期間満了などにより離職した方)  
(離職理由コード 23・33・34)

※雇用保険の高年齢受給資格者の方と特例受給資格者の方は対象となりません。

## 申請に必要なもの

- (1) 雇用保険受給資格者証 もしくは 雇用保険受給資格通知
- (2) 国民健康保険被保険者証
- (3) 世帯主と離職者の個人番号カード(通知カードまたはマイナンバー付きの住民票の写しでも可)
- (4) 窓口来庁者の運転免許証等(顔写真付きの公的身分証明書)

※(1)の書類を紛失された方は、管轄の公共職業安定所にて再交付を受けてください。

## 軽減内容

保険税の算定および高額療養費の所得区分の判定で、非自発的失業者に係る前年の給与所得を 30/100 とみなして行います。

※平成 22 年 4 月～平成 22 年 7 月における高額療養費の所得区分判定は前々年中の給与所得を 30/100 とみなして判定します。

※給与所得以外は軽減されません。

## 軽減期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの期間。(高額療養費の所得区分は適用終期(7月末)までの期間。)

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

※平成22年度から制度施行のため、離職日が平成21年3月31日～平成22年3月30日の方は、平成22年度に限り軽減が適用されます。

※軽減期間は、雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

## その他

●郵送による申請も受け付けます。申請書を印刷して必要事項を記入し、国民健康保険被保険者証のコピー、雇用保険受給資格者証もしくは雇用保険受給資格通知のコピー、世帯主の顔写真付きの公的身分証明書(運転免許証等)のコピーと一緒に保険年金課まで郵送してください。(雇用保険受給資格者証・雇用保険受給資格通知は、裏面や続紙がある場合は全ての面をコピーしてください。)

●軽減の結果は、6月までに申請をいただいた方は7月の本算定の納税通知書の金額から反映します。7月以降に申請をされた方は、原則として申請の翌月に保険税の変更通知をお送りします。(お手続きが遅れた場合、納期到来分は一度納付していただく必要があります。軽減の条件に該当する方は早めにお手続きをして下さい。)

※現在、社会保険等の任意継続を選択している方も国民健康保険に変更することができますので、詳しくはお問い合わせください。

〒981-1292 名取市増田字柳田 80  
部署名:保険年金課  
電話:022-724-7104(直通)